

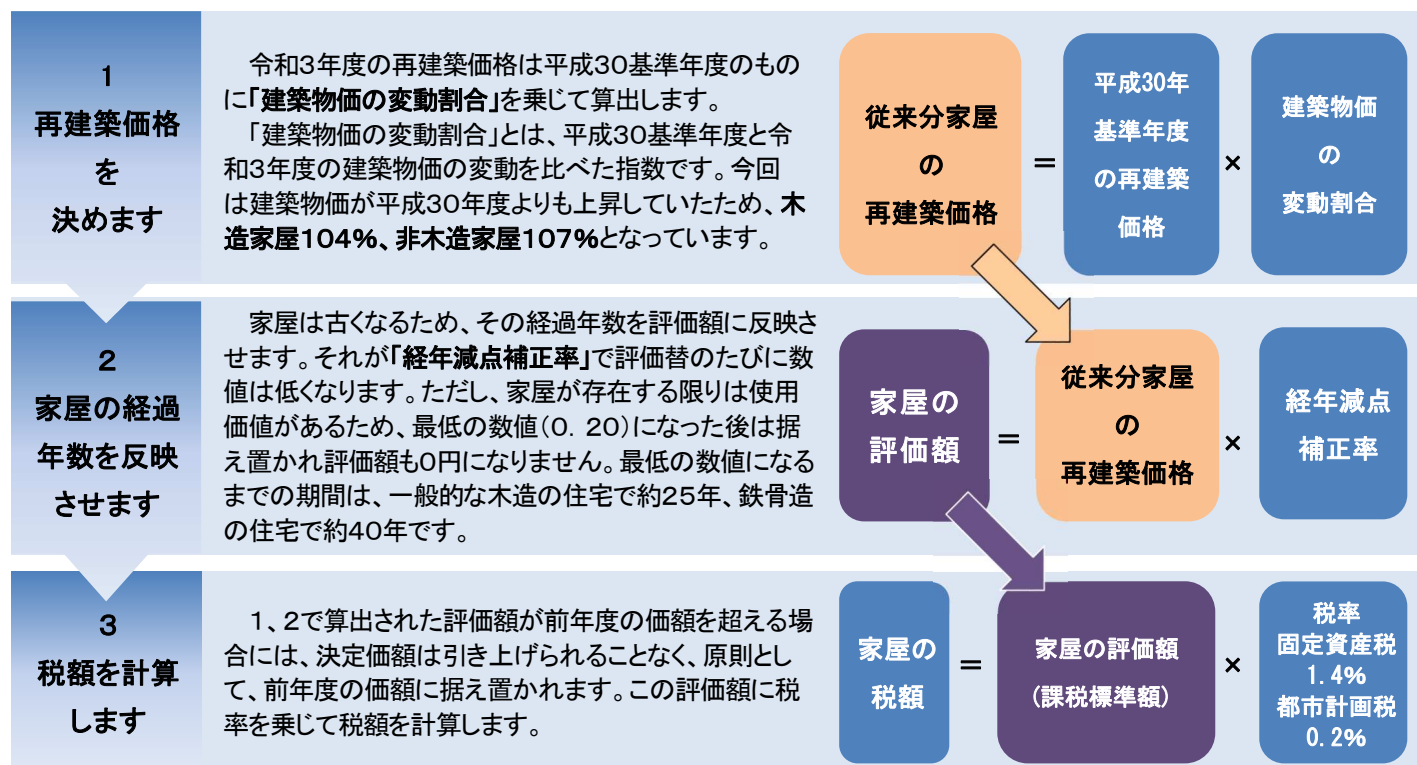
令和3年度は 固定資産税の「評価替え」の年です

固定資産税は、目的税である都市計画税と合わせ、身近な市のサービスや事業を支える貴重な財源となっています。その固定資産税は、土地や家屋、償却資産の評価額から算出しますが、土地と家屋の評価額は3年ごとに見直す制度がとられており、これを「評価替え」といいます。

前回の評価替えは平成30年度に行いましたが、今回はそれ以降の3年間の資産価値の変動に対応し、適正な価格を見直すために行います。

家屋

家屋の評価は再建築価格（今、同じ建物を建てたら、建築費はいくらになるか）で行います。家屋の評価額は増改築や取り壊しが限り、令和3年度から3年間は据え置かれます。



土地

《土地の評価替え》

令和3年度の評価替えは、「固定資産評価基準」に基づき、地目別に令和2年1月1日時点での地価公示価格等を活用して行っています。特に宅地については、全国の評価の均衡を図るため、「地価公示価格等の7割」を目途としており、地価の下落が認められる場合には、令和2年7月1日時点の価格を反映しています。そのうえで令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症における税制上の措置として、負担調整により令和3年度の価格が上昇する土地については令和2年度の税額に据え置きます。

【令和3年度 縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧のご案内】

縦覧帳簿の縦覧期間は4月1日から4月30日（土・日曜、祝日を除く）の8：30～17：15です。課税台帳の閲覧は4月1日から可能です。